

時効法の改正

五十川, 直行
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/18381>

出版情報 : 法政研究. 77 (2), pp.116-132, 2010-10-01. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

時効法の改正*

五十川 直 行

- 一 はじめに
- 二 民法改正研究会の時効法改正案 [1]
：時効総則の規定
- 三 民法改正研究会の時効法改正案 [2]
：消滅時効の基本規定
- 四 民法改正研究会の時効法改正案 [3]
：不法行為による損害賠償請求権の期間制限
- 五 おわりに

一 はじめに

(1) 五回目の法典編纂

現行日本民法典（1898年）が旧民法典（1890年）を初版本とする第二版であり、⁽¹⁾

* 本稿は、「民法改正日韓共同シンポジウム」（2009年11月14日・15日 於：ソウル大学校法学専門大学院）における筆者の報告である。同シンポジウムは、韓国の「民事法学会」と日本の「民法改正研究会」の共催、韓国の法務部（法務省）後援のもとで開催された。本紙面を借り、改めて、徐敏先生（韓国法務部民法改正委員会会長、忠南大学校名誉教授）、時効法に関する韓国側報告者の金星洙先生（警察大学教授）始め、同シンポジウムに参画された韓国側及び日本側の先生方に、深甚の感謝を申し上げる。また、「民法改正研究会」代表の加藤雅信先生（上智大学教授）には、未公表の本稿を本紀要に掲載することにつき、ご快諾を頂戴した。特に記させていただき、感謝申し上げます次第である。

同シンポジウムにつき参照、加藤雅信・岡孝「『民法改正日韓共同シンポジウム』を終えて」法時82巻3号74頁以下（2010年）。

(1) 参照、伊藤昌司『相続法』ii頁（有斐閣、2002年）。

また、満州国民法典(1937年)の立法作業が日本にとり新たな法典編纂の場であった⁽²⁾旨の認識に拠れば、現在展開する民法改正に向けた諸提案は、基本的に、戦後の民法改正(1947年)に続く、五回目の民法典編纂へ向けた検討作業として位置付けることができる。

(2) 時効法に関する三つの立法提案—「民法改正研究会」の基本的考え方

時効法に関する具体的な立法提案として、現在すでに、金山直樹教授を代表とする「時効研究会」による改正提案のほか、鎌田薫教授を委員長とする「民法(債権法)改正検討委員会」⁽⁴⁾による債権時効の立法論、そして、加藤雅信教授を代表とする本「民法改正研究会」による仮案(以下、「本改正案」という。)等が公表されている⁽⁵⁾。

《国民の、国民による、国民のための民法改正》を志向する本「民法改正研究会」は、改正提言にあたっては、「基本的に、問題と思われる点やわかりにくい点をなおすという、わが国の『現行民法典の改良路線』が採用された⁽⁶⁾」ところ、時効に関しては、その正案において、本報告が概説するとおり、かなり抜本的な改正案も提示している。

(3) 本報告の対象：債権の消滅時効

本報告は、時効法のうち、債権の消滅時効を主たる対象とする。債権の消滅時効にかかる本改正案に拠れば、日本の債権管理をめぐる法実務の有り様に劇的な変化をもたらすことが予見されるほか、韓国民法典との比較法的検討においても、債権の消滅時効を焦点とすることこそが有益かつ必要であると考えられるからである。

(2) 参照、申政武「満州国民法 解題」前田達明 編『史料民法典』1712頁(成文堂、2004年)。

(3) 金山直樹 編『消滅時効法の現状と改正提言』別冊N B L 122号(2008年)。

(4) 民法(債権法)改正検討委員会『債権法改正の基本方針』N B L 904号(2009年)、同委員会 編『シンポジウム「債権法改正の基本方針」』別冊N B L 127号(2009年)。

(5) 民法改正研究会『民法改正 国民・法曹・学界有志案』法律時報増刊(2009年)。

(6) 民法改正研究会・前注(5)87頁[加藤雅信]。

二 民法改正研究会の時効法改正案〔1〕：時効総則の規定

(1) 概説：時効総則規定の存置

旧民法典が、取得時効と免責時効の双方を「法律上ノ推定」として証拠編（89条～164条）で扱ったのを修正し、現行日本民法典は、取得時効と消滅時効の双方を権利の得喪原因として民法総則編に規定し（日民144条～174条。174条の2は1938年改正で追加）、さらに時効総則を設けて、取得時効と消滅時効の双方に通じる規定（日民144条～161条）を排置した（参照、法典調査会における「予決議案 乙第五号ノ二」）。

他方、韓国民法典は、総則編において消滅時効のみ（韓民162条～184条）を扱い、時効総則を設けない点のもとより、その具体的な規定内容についても、満州国民法典の消滅時効規定（満民154条～175条）との緊密な対応関係が看取される⁽⁷⁾。

本改正案はまず、時効総則の要否につき、フランス法が最近の時効法改正により、取得時効と消滅時効を分けて規律する二元的構成に転じた等、世界の時効法制の趨勢を看取しながらもなお、従来⁽⁸⁾の構成どおり、取得時効と消滅時効を総合し、時効制度としての統一的把握が必要かつ便宜であること等に鑑み、時効総則（第1款 総則）を存置し、以下の規定群を共通規定として排置すべきことを提言する。進んで具体的には、ことに時効障害の項目（後記(5)）において、重大な内容の改正を提案するものである。

(2) 時効の要件及び効果

a 時効の援用

現日民145条は、旧民法典証拠編96条1項と同義のものとして立案された⁽⁹⁾。しかし、その用語法にも帰因し、時効の「援用」につき、その法的性質（確定効果説と不確定効果説）、その方法、時効援用権者（「当事者」）の範囲等をめぐり、時効制度の本

⁽⁷⁾ 鄭教授が総括的に指摘されるとおり、「満州国民法典が韓国民法典の財産編の起草に当りほぼ全面にわたって直接的な参考」となり、「中華民國民法典は二次的に参考」とされたこと（鄭鍾休『韓国民法典の比較法的研究—日本法との関連』307～308頁（創文社、1989年））が、消滅時効法においても、具体的に確認できる。

⁽⁸⁾ 同旨、松久三四彦「時効総則は必要か」椿寿夫・新美育文・平野裕之・河野玄逸 編『民法改正を考える』法律時報増刊93頁以下（2008年）。

⁽⁹⁾ 参照、法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会 民法議事速記録一』416頁下段以下（商事法務研究会、1983年）[梅謙次郎起草委員の発言]。

質論（実体法説、訴訟法説、等）とも直結した論争がなされてきた。判例法は、①援用の法的性質につき、不確定効果説を前提とした停止条件説を採用する（最二判昭和61・3・17民集40巻2号420頁以来）、②援用の方法等については、時効完成の有無は裁判所の職権調査事項でなく、釈明権行使の義務もない。時効援用がなされたとき、裁判所は援用の範囲で判断しなければならないが、裁判外の援用も認められる、③「当事者トハ時効ニ因リ直接ニ利益ヲ受クヘキ者」を指称する（大判明治43・1・25民録16輯22頁以来）、等の準則を蓄積してきた⁽¹⁰⁾。

韓国民法典には、現日民145条に対応する規定はないが、満州国民法典は、消滅時効完成の効果として、「利益ヲ受クベキ当事者」による権利消滅の主張を明記する⁽¹¹⁾。

【本改正案96条1項】は、上記の判例法を集約して、現日民145条に若干の修正を施したものであり、形成された判例法に実質的な変更等を加える意図はない。

b 時効の効力

現日民144条の遡及効の定めは、旧民法典証拠編91条と同義として立案され、その趣旨は、時効完成前の果実（利息債権等）の処理にあつた⁽¹²⁾。

消滅時効に即すれば、「主たる権利の消滅時効の効力が従たる権利に及ぶ」旨の立法例も同一の効果を挙げるところ、中華国民法典・満州国民法典はこの立法例を選択し⁽¹³⁾、韓国民法典は、遡及効を定める（韓民167条）一方、従属した権利にも効力が及ぶ旨を明記する（韓民183条）。

【本改正案96条2項】は、現日民144条に修正を加えていない。

(3) 時効の利益の放棄

時効の利益は予め放棄できない旨の現日民146条の定めは、旧民法典証拠編100条と同義として立案され、⁽¹⁴⁾「時効ノ公益ニ基ケル制度ナルコトヲ証スルモノ」とされる⁽¹⁵⁾。

⁽¹⁰⁾ 本条をめぐる判例・学説の整理として、参照、能見善久・加藤新太郎 編『論点体系 判例民法1総則』310頁以下（第一法規、2009年）〔鎌野邦樹〕。

⁽¹¹⁾ 満州民法173条「権利ノ消滅時効完成シタルトキハ其ノ権利ノ消滅ニ因リテ利益ヲ受クベキ当事者ハ其ノ権利ノ消滅ヲ主張スルコトヲ得」。

⁽¹²⁾ 参照、『法典調査会 民法議事速記録一』・前注(9)411頁下段以下、梅謙次郎『民法要義 卷之一総則』[33版] 371頁以下（有斐閣書房、1911年）。

⁽¹³⁾ 参照、中華国民民法146条、満州民法174条。両国民法典には遡及効の定めはない。

⁽¹⁴⁾ 参照、『法典調査会 民法議事速記録一』・前注(9)417頁下段以下。

消滅時効に即して、中華民国民法典（中民147条後段）・満州国民民法典（満民175条）・韓国民民法典（韓民184条1項）にも、同一の規定がある。

なお、日本の学説は漸次、同条の趣旨につき、ことに消滅時効の場合に完成前の放棄を認めれば、通常弱い立場の債務者は放棄を強いられ、甚だしい不都合が生じる旨の、濫用の危険を強調するように転じてきた。⁽¹⁶⁾

【本改正案97条1項】は、現日民146条に修正を加えていない。

(4) 時効に関する特約の効力

特約による時効要件の変更については、旧民法典・日本民法典・満州国民民法典には規定がない。しかし、消滅時効に即して、中華民国民法典（中民147条前段）は、期間の延長も短縮も認めない旨を定めるが、韓国民民法典（韓民184条2項）は、消滅時効の排除、延長または加重は認めないが、短縮または軽減を認める旨を定める。

日本の従来⁽¹⁷⁾の学説では、時効制度の本質上、時効完成を困難にする特約も容易にする特約もともに無効とする説もあったが、完成前の時効利益の放棄が認められないのと同様の趣旨から、時効完成を困難にする特約のみを無効とする説が一般的であった。⁽¹⁸⁾日本の法実務でも従来から、運送業、旅行業、保険等の取引の場において、権利行使期間を短縮する特約が用いられてきた状況があり、短縮特約を有効とする判例法は、かねてより存在する。⁽¹⁹⁾

進んで、世界の時効法改正の趨勢⁽²⁰⁾を検討すれば、近時、①期間の延長、さらには時効の停止事由の追加等、時効完成を困難にする特約の有効性を認める立法例、逆に、②時効完成を容易にする特約についても、期間短縮の下限を定めたり、債権の属性（たとえば、賠償債権）を考慮する等、当該時効特約の有効性を具体的に識別する規定を用立てる立法例が確認できる。しかし、①時効完成を困難にする特約に

⁽¹⁵⁾ 梅・前注(12)375頁。

⁽¹⁶⁾ 参照、我妻栄『新訂 民法総則』452頁（岩波書店、1965年）、星野英一『民法概論Ⅰ（序論・総則）』287頁以下（良書普及会、1971年）、山本敬三『民法講義Ⅰ総則〔第2版〕』510頁（有斐閣、2005年）、等。

⁽¹⁷⁾ 参照、舟橋諄一『民法総則』171頁（弘文堂、1954年）、等。

⁽¹⁸⁾ 参照、我妻・前注(16)452頁以下（ドイツ民法旧225条を参照する）、星野・前注(16)288頁、山本・前注(16)510頁注27、等。

⁽¹⁹⁾ 参照、大判昭和2・8・3民集6巻484頁〔利益配当金支払請求権の事案〕。

⁽²⁰⁾ 参照、鹿野菜穂子「時効と合意」金山 編・前注(3)52頁以下。

については、確かに、個別の権利関係に即すれば、現行法上も、期間延長の特約を認めるべき場合もない訳ではないが、時効総則⁽²¹⁾の規定として、一般的にその有効性を広く認めることは、権利者に濫用の契機を与える点で躊躇される（ただし、今後、法改正により時効期間を短縮化する場合、実務上、現行の法定期間を上限とする延長特約を活用する要請が、新たに生じることも想定される）。また、②時効完成を容易にする当該の特約が例外的に無効とされるべき場合についても、当面、消費者契約法10条、公序良俗違反等に基づく個別対応により、判定すべきものと考えられる。

そこで、新設の【本改正案97条2項】は、【本改正案97条1項】との関係を踏まえ、期間延長に限らず、時効完成を困難にする特約は無効である旨を明記するものである。

(5) 時効障害（時効完成の猶予・時効の新たな進行）

a 概説

時効の進行ないし完成の障害事由に関する現日民147条～157条の「時効の中断」規定は、旧民法典証拠編104条～124条の「第三章 時効ノ中断」規定を、また、現日民158条～161条の「時効の停止」規定は、旧民法典証拠編125条～137条の「第四章 時効ノ停止」規定を、それぞれ修正・整序するものとして立案された⁽²²⁾。

現行日本民法典の時効中断事由では、何より、①多くの立法例と異なり、裁判外の無書面の催告に時効中断の効力を認めた点（旧民証116条⇒現日民153条）に特質がある。「旧民法以来の伝統を受けついで我民法の特色であ[り、]近代法では異色の立法に属する」とされる⁽²³⁾。その関わりから、②旧民法典（旧民証111条）を修正し、古来争点である〈管轄違、方式違反を理由とする訴えの却下〉につき、時効中断の効力を否定する（現日民149条）に及んだ⁽²⁵⁾。また、時効停止では、旧民法典の用意し

(21) 参照、請負人の担保責任につき、存続期間の延長を認める現日民639条（【本改正案565条4項】）、新築住宅の請負および売買における瑕疵担保責任につき、期間伸張を認める住宅の品質確保の促進等に関する法律97条、等。

金山教授は、消費者の預金債権につき、延長合意を有効と解すべき旨を論じる（金山・後注（44）20頁）。

(22) 参照、『法典調査会 民法議事速記録一』・前注（9）418頁下段～512頁下段。

(23) 原田慶吉『日本民法典の史的素描』80頁（創文社、1954年）。

(24) 現日民153条の立案者である梅博士も、次のように論じる。「新民法ニ於テハ外国ノ多数ノ例ニ違ヒ最モ時効中断ノ方法ヲ容易ニセリ是レ単ニ時効ヲ中断スルカ為メ突然訴ヲ提起スルカ如キ弊ヲ避クルノ利アルヲ以テナリ」（梅・前注（12）388頁、傍線は五十川）。

た〈時効進行開始の停止〉、〈時効進行の停止〉を削除し、〈時効完成の停止（時効完成の猶予）〉のみに純化し、五つの類型を抽出した点が特徴といえる。そして、上記の点を含め、時効障害に関する韓国民法典（韓民168条～182条）・満州国民法典（満民159条～172条）の規定には、現行日本民法典との間に、ほぼ一対一対応の関係がうかがえる。

しかしながら、「国民にわかる民法典」を目指す本「民法改正研究会」の観点からは、とりわけ時効中断事由を扱う現行日本民法典の規定は、第一に、その規定ぶり（条文の書き方）において、原則を省略し例外のみを規定する点でわかりにくい⁽²⁷⁾のみならず、第二に、その障害事由の法的構成が実体を反映できていない。たとえば、裁判上の請求の場合、訴訟手続等の権利行使により、まず時効の進行（完成）が停止され、確定判決等により権利が認められた時に時効が新たに進行する、という実体に即した概念構成こそ相応しいが、現行法では、最初の権利行使段階で直ちに中断事由として観念される。

そこで、従来の時効中断事由を全体として定義し直すほか、第三に、やはり、「国民にわかる民法典」の観点から、時効の進行ないし完成の障害事由の総体につき、相互に関連する規定をとりまとめ、規定の排列等にも注意を払い、さらには期間を統一する等の措置を講じることが必要である。加えて、新たに、当事者間の交渉の継続を時効障害事由に追加して規定することが、今日的意義を有するものと考えられる。

以上はまた、時効障害に関する世界の時効法改正の趨勢⁽²⁸⁾にも沿うところである。

b 権利行使の障害による時効完成の猶予【本改正案101条】

まず、従来の時効停止事由（現日民158条～161条）の類型は、いずれも時効期間の満了にあたり、権利者が時効完成を阻止する措置をとることが困難な場合に、当

⁽²⁵⁾ 参照、梅・前注(12)384頁、原田・前注(23)79頁。

⁽²⁶⁾ しかし、厳密に言えば、①〈裁判上の請求〉（時効中断事由）に関し、訴えの却下又は取下げの場合に、さらに6か月以内に裁判上の請求等をしたときの扱い（韓民170条2項＝満民161条2項。現日民には規定がない）、②〈天災等による時効停止〉の猶予期間（韓国182条＝満民172条は1か月。現日民161条は2週間）、等の差異が見受けられる。

⁽²⁷⁾ 参照、加藤雅信「『日本民法改正試案』の基本枠組」民法改正研究会（代表 加藤雅信）『民法改正と世界の民法典』9頁以下（信山社、2009年）。

⁽²⁸⁾ 参照、松久三彦「時効中断および停止の基本構想」金山 編・前注(3)13頁以下。

該の時効完成につき、一定の猶予期間が付与される局面として取り纏めることができる。猶予期間の長さは現行法では不揃いであるが、天災の場面を含め、3か月とする。

c 権利行使による時効完成の猶予【本改正案98条】

次いで、従来の時効中断事由中、権利者の「請求」(現日民147条1号)のうち、催告を除く権利行使手続(現日民149条～152条に対応)、および、強制権利手続又は保全処分手続(現日民154条・155条に対応)が開始された類型については、時効進行の停止という整理もありうる⁽²⁹⁾。しかし、問題の焦点はやはり、時効期間の満了に近接して、当該手続が終了し時効進行が再開した場合であり、上記bと同様に、時効完成を阻止することが困難な権利者に、時効完成の猶予を与える局面として取り纏めることができる。猶予期間は3か月。

なお、【本改正案98条1項3号】では、和解手続等につき、裁判所と「認証紛争解決事業者」⁽³⁰⁾を並記した。裁判所以外のどのような紛争処理機関への申立てが時効障害となるか、さらに検討を要するが、労働委員会への救済の申立てを扱う関連判決⁽³²⁾がある。

d 催告による時効完成の猶予【本改正案99条】

日本民法の特色とされる、裁判外でなされた無書面の催告をも時効阻害事由とする立場を維持する。その趣旨は、上記cと同様に、時効完成の間際になされた催告による時効完成の猶予(満了の延期)であるから、期間の満了前3か月以内の催告に限定し、猶予期間は催告時から3か月とした。また、この催告の性質上、与えられる時効完成の猶予の機会是一回のみであることも特記する必要がある。

⁽²⁹⁾ 本民法改正研究会の「平成21年1月1日案」では、本条の見出しを、「権利行使等による時効の停止」としていた。参照、加藤・前注(27)20頁。

⁽³⁰⁾ 参照、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第151号)2条4号。

⁽³¹⁾ 参照、森田宏樹「裁判外紛争解決手続に対する時効中断効の付与」能見善久ほか編『平井宜雄先生古稀記念 民法学における法と政策』127頁以下(有斐閣、2007年)。

⁽³²⁾ 参照、東京地判平成17・9・15判時1906号10頁〔鉄建公団訴訟事件〕。

e 交渉による時効完成の猶予【本改正案100条】

日本でもかねてより、不法行為法改革の一環として、当事者間における交渉の継続が、不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効につき、時効完成の猶予事由となる旨の規定を新設すべきことが論じられてきたが、これを一般化する必要がある。⁽³³⁾ 当事者の交渉中は、権利者は交渉を通じて権利を実現しようとしており、相手方が交渉に応じている以上は、直ちに法的手段に訴える機が熟していない。したがって、時効完成を阻止する挙に出ることが困難な状況にある権利者のために時効の完成を猶予するが、本改正案は、猶予期間の判断に際しては、基本的に、交渉の継続に関する書面による合意や通知に拠るものとし、交渉期間の定めがない場合、3か月の猶予期間を認めるものである。

f 時効の新たな進行【本改正案102条】

時効障害の全体を再整理し、従来の時効中断事由であった「承認」（現日民147条3号）のほか、改めて、「確定判決」及び「確定判決と同一の効力を有するもの」が、時効が新たに進行する事由として、整序されるべきことになる。

本改正案が、以上のように、従来の時効中断事由を〈時効完成の猶予〉と〈時効の新たな進行〉に解体するほか、関連諸規定を取り纏めたこと等により、時効障害法の全体像はより理解しやすい形を整えたように考える。

三 民法改正研究会の時効法改正案〔2〕：消滅時効の基本規定

(1) 概説

現行日本民法典の消滅時効各則の規定（現日民166条～174条の2）は、旧民法典の「免責時効」（日民証150条～153条）及び「特別ノ時効」（日民証154条～163条）の双方の規定に対応し、⁽³⁴⁾「一切ノ財産権ノ消滅原因タル時効」⁽³⁵⁾を扱う。

本改正案（第3款 消滅時効）も、一切の財産権の消滅時効に関する一般規定を用

⁽³³⁾ 参照、不法行為法研究会『日本不法行為法リステイメント』157頁（有斐閣、1988年）〔加藤一郎〕。

⁽³⁴⁾ 参照、『法典調査会 民法議事速記録一』・前注（9）529頁下段以下〔梅謙次郎起草委員の発言〕。

⁽³⁵⁾ 梅・前注（12）417頁。

立てるものである。

(2) 消滅時効の進行等

消滅時効の起算点につき、「権利を行使することができる時」と定める現日民166条1項の定めは、立案者の梅博士によれば、既述の〈時効進行開始の停止〉を扱う旧民法典証拠編125条に対応し、「主トシテ条件及ヒ期限ニ関セリ」⁽³⁶⁾とされる。

中華国民民法典（中民128条前段）・満州国民民法典（満民158条1項）・韓国民民法典（韓民166条1項）にも、現行日本民法典（日民166条1項）と同一の規定がある。なお、これら三民法典は、さらに、不作為を目的とする債権の消滅時効の起算点につき、「行為」「違反行為」の時（中華国民民法典（中民128条後段）・満州国民民法典（満民158条2項）・韓国民民法典（韓民166条2項））と定めている。

日本の判例・学説⁽³⁷⁾は戦前以来、現民法166条1項の解釈論において、①法律上の障害説と、②現実的期待可能性説に分かれ、a 権利行使に対する〈法律上の障害〉を越えて、b 債権者の病気や不知のような〈債権者の主観的・個人的事情による障害〉、さらには、c 不可抗力のような〈事実上の障害〉、が消滅時効を開始させないことを認めるかどうかにつき、大きな対立を示してきた。判例法も大きく動き、最大判昭和45・7・15民集24巻7号771頁〔供託物返還請求権の事案〕が、弁済供託という事案の特性に触れながらも、次のように判示し、現実的期待可能性説に転じて、その後現在までの判例法を導いている。

「『権利ヲ行使スルコトヲ得ル』とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけでなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであることをも必要と解するのが相当である」。

さらには、現日民166条1項により修正された旧民法証拠編125条の淵源として、法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない（Contra non valentem agere non currit praescription）⁽³⁸⁾」の法解釈を検証する必要性が認識されるし、また、この法諺こそが2008年のフランス時効法改正において、不可抗力のような〈事

⁽³⁶⁾ 梅・前注(12)419頁。

⁽³⁷⁾ 参照、香川崇「時効の起算点」金山 編・前注(3)34頁以下。

⁽³⁸⁾ 現日民時効法の立案者である梅博士自身は、現日民158条の箇所（時効の停止）において、この法諺に触れている—参照、梅・前注(12)396頁。

実上の障害〉も時効進行の停止事由になることを認める新立法（フ民2234条）を導いた源泉である⁽³⁹⁾ことを知るに及べば、なお一層の比較法研究が期待される。

そこでたとえば、韓民166条1項にいう「権利を行使することができる時」の文言をめぐる解釈論争等につき、是非ともお教えいただきたく考える。

【本改正案106条1項】は、解釈上の多義性を認めたくえ、現日民166条1項に修正を加えていない（なお、報告者の個人的見解としては、現実的期待可能性説に親和性がある）。

(3) 消滅時効期間

債権の消滅時効期間については、現行日本民法典は、①原則10年（日民167条1項）としながらも、②債権の種類にもとづき、5年（日民169条）3年（日民170条・171条）2年（日民172条・173条）1年（日民174条）の短期時効を定めており、それぞれの規定が順に、旧民法典の、①原則30年（旧民証150条）、②5年（旧民証156条）3年（旧民証157条・162条）2年（旧民証158条）1年（旧民証159条）6か月（旧民証160条）の短期時効と、一対一対応の関係にある。

さらに、上記の関係は、中華国民民法典の、①原則25年（中民125条前段）、②5年（中民126条）2年（中民127条）の短期時効、満州国民民法典の、①原則20年（満民154条1項）、②5年（満民155条）2年（満民156条）の短期時効、そして、韓国民民法典の、①原則10年（韓民162条1項）、②3年（韓民163条）1年（韓民164条）の短期時効との間で、ほぼ同質的な対応関係が見受けられる。

上記の五民法典の時効期間の数的推移を大観すれば、現行日本民法典の普通時効10年の選択はやはり突出しているように見える（もともと、現日民167条1項の原案は20年であり、それが衆議院で10年に修正されたこと⁽⁴⁰⁾に注意したい）が、全体的には漸減化傾向をうかがえる。しかしながら、短期時効については、日本でも一般に、⁽⁴¹⁾（i）「慣習上早く払ツテ仕舞フ性質」により区別したとされる短期時効期間の複雑⁽⁴²⁾

⁽³⁹⁾ 参照、香川崇「時効の起算点」金山 編・前注(3)38頁以下。

⁽⁴⁰⁾ 「歴史的にみれば、日本民法典は、世界に先駆けて、ローマ法以来の30年の普通時効期間を短縮した点において、先進性を誇ることのできるものであった。」—金山直樹「時効法の課題」金山 編・前注(3)4頁。

⁽⁴¹⁾ 参照、内池慶四郎『消滅時効法の原理と歴史的課題』111頁以下（成文堂、1993年）。

な規範内容には説得力は弱い、(ii) 短期時効をめくり形成された判例法は、「10年時効への平準化への歩み」⁽⁴⁴⁾であったこと等から、批判が強い。

そこで、本改正案としては、世界の時効法改正の趨勢⁽⁴⁵⁾を参酌しながらも、時効期間については、日本社会の債権管理において、①商事債権時効が5年(商法522条)、②国や地方公共団体をめぐる金銭債権の消滅時効も5年(会計法30条、地方自治法236条1項)であることを踏まえ、普通時効期間をすべて5年で統一することにし、そのうえで、債権の消滅時効の完成をすべて、毎年年度末(3月末日)に統一することにした(参照、財政法11条)⁽⁴⁶⁾(【本改正案107条3項】)。

なお、少額債権については、早期決済の必要性等も考慮し、2年の短期消滅時効にかかるものと構想している(【本改正案107条4項】)。

本改正案の企図が実現すれば、加藤雅信教授の予測どおり、日本の従来までの債権管理の有り様が抜本的に変わることになる。

四 民法改正研究会の時効法改正案 [3]

：不法行為による損害賠償請求権の期間制限

(1) 概説

不法行為に基づく損害賠償請求権の期間制限につき、現行日本民法典(日民724条)は、①「損害及び加害者を知った時」から3年間、②「不法行為の時」から20年、という二重期間構成を採っており、「特別時効規定」として立案された⁽⁴⁷⁾。

⁽⁴²⁾ 時効期間の漸減化傾向のなかでは、旧民法典を修正する過程において最短期の時効期間が倍増していること(旧民証159条⇒現日民173条、旧民証160条⇒現日民174条)が注目される。この点につき、立案者の梅博士は、現日民173条の期間を1年から2年に改めた理由につき、次のような説明を加えており、甚だ興味深い。

「従来ノ日本ノ慣習ヲ見ルニ此處ニ規定シテアル場合ノ如キハ随分信用アルタル人ニ対シテハ一年ノ余モ請求シナイデ置クト云フコトハ決シテ稀レナ事実デハナイヤウデアリマス〔しかし、時効期間を一年にすれば、〕一年ガ来レバ勢ヒ請求セザルヲ得ナイ〔ので、〕實際信用ノアル人デモ動モスレバ訴ヲ起シヤウナコトガ起ツテ来ル之ハ甚ダ宜シクナイ」(【法典調査会 民法議事速記録 一】・前注(9)561頁下段【梅起草委員の発言】、傍線は五十川)。

⁽⁴³⁾ 梅謙次郎(講述)『民法講義』83頁(有斐閣、1901年)。

⁽⁴⁴⁾ 金山直樹『時効における理論と解釈』78頁(有斐閣、2009年)。

⁽⁴⁵⁾ 参照、平野裕之「時効期間一起算点との関係も考慮して」金山 編・前注(3)23頁以下。

⁽⁴⁶⁾ 財政法11条

「国の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。」

⁽⁴⁷⁾ 参照、法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会 民法議事速記録 五』460頁上段(商事法務研究会、1984年)【穂積陳重起草委員の発言】。

同様に、中華民法典（中民197条）は、①「損害及び賠償義務者を知った時」から2年間、②「不法行為の時」から10年、満州民法典（満民745条）は、①「損害及加害者ヲ知りタル時」から3年間、②「不法行為ノ時」から20年、そして、韓国民法典（韓民766条）は、①「損害及び加害者を知った日」から3年間、②「不法行為の日」から10年、と規定されている。

日本では、この二重の期間制限のうち、①の性質が消滅時効であることについては争いが無いが、②の法的性質については、判例・学説上、深刻な対立がある。

判例法（最一判平成1・12・21民集43巻12号2209頁）は、「同条後段二〇年の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解する」と論じて、除斥期間として、援用は不用であり、中断や停止の規定の適用もないとする。これに対し、今日の学説では、消滅時効と解する立場がやや優勢のようである。

しかしながら、それらの法的構成にかかわらず、後に触れるとおり、除斥期間と解しながらも、損害の解釈により期間が経過していないと判断したり、時効の停止規定の法意や正義・公平の理念に言及する判例が散見される。

(2) 消滅時効及び除斥期間

本改正案は、短期の期間制限については、「賠償義務者」の用語法を除き、現日民724条前段を修正してはいない（【本改正案665条1項】）。

長期の期間制限については、20年の起算点につき、「損害発生の時」とした点で、大きな修正が加わっている（【本改正案665条2項】）。判例法の展開（最三判平成16・4・27民集58巻4号1032頁 [筑豊じん肺訴訟]、等）により、ことに蓄積進行性ないし遅発性の健康被害による損害類型が意識された結果、実質的には、起算点につき損害発生時説が採用されたと評することができる以上、もはや端的に、「損害の発生の時から」と明記する鉱業法115条1項後段と同義の準則を確立すべきものと思われる⁽⁴⁸⁾からである。

進んで本改正案は、故意による生命・身体侵害の損害類型については、長期期間

⁽⁴⁸⁾ 五十川直行「民法判例レビュー87 今期の主な裁判例 [民事責任]」判タ1166号86頁（2005年）。

を30年に加重した(【本改正案665条3項】)ほか、広く、信義誠実の原則及び権利濫用の禁止に反する事案の例外的取り扱いまで規定した(【本改正案665条4項】)。後者の試案提示を支える判例法としては、たとえば、現日民160条の法意により、現日民724条後段の効果が制限されると論じた、最三判平成21・4・28民集63巻4号853頁「殺害26年後に自首した事案」、等を挙げることができる。

五 おわりに

(1) 時効法改正(さらに、民法改正)の意義

「時効法の改正は、誰のためか」⁽⁴⁹⁾との根本的な問いが投げ掛けられている。時効期間の短縮化・単一化などに象徴される世界の時効法改正は、世界的規模で日常的に展開する高度な金融取引社会における迅速性等の要請への法的応接なのか。

進んで、そもそも「時効」とは何か。

現行日本民法典における時効法の立案者である梅謙次郎博士が、かつて、立案の説明時(第一〇回法典調査会:1894年5月8日)の冒頭箇所において、次のような大変に興味深い発言をしていたことを、改めて想起したい。

「沿革上カラ考ヘテ見テモ日本ニアツカ何ウカハ知りマセヌガ兎ニ角今日云フ俛ノ時効ト云フモノハ日本ニ無カツラウト思ヒマス 然ウシテ見ルト是ハ西洋ニ行ハレテ居ル所ノ一ノ制度ニシテ如何ニモ便利ノモノデアリマスカラシテ之ヲ我国ニ採ツテ来テ用キヤウト云フノデアリマセウ」⁽⁵⁰⁾。

日本、韓国、そして東アジア社会において、果たして、継受した西欧時効法は定着したのだろうか。

(2) 世界の時効法改正の動向と民法典編纂

時効法改正にあたって、世界の時効法改正の趨勢を追蹤する必要と便宜があるのは勿論である。しかしながら、世界的な傾向であるからとしても、たとえば、当該社会における時効法の機能等を十分に参酌せずに、直ちに、時効期間の極端な短

⁽⁴⁹⁾ 金山直樹「時効法の課題」金山 編・前注(3)4頁。

期化・単一化・主観化に向かうことには、躊躇があってしかるべきであろう。

(3) 漢字圏民法典（さらに、東アジア民事法）の比較研究に向けて

東アジア社会にともに住む我々にとり、共通の漢字文化に根ざした、普遍的な社会の構成原理の束が、具体的な民事生活のなかには溢れているのではないか。

金相容教授のいわれる「東北アジア普通法の形成可能性」⁽⁵¹⁾は、我々もともに追い求めるべき課題であろう。

報告者には、今回の準備作業を通じ、改めて、韓国民法典・満州国民法典・中華国民法典・日本民法典という四法典の相互比較をする契機が与えられた。かねてより手掛けている〈比較アジア民事法研究〉⁽⁵²⁾の推進に向かう営為として、これからも尽力申し上げたい。

⁽⁵⁰⁾ 『法典調査会 民法議事速記録一』・前注(9)406頁下段以下 [梅謙次郎起草委員の発言]、傍線は五十川。

⁽⁵¹⁾ 金相容 (李英美 訳)「東北アジア普通法の形成可能性に対する検討と展望」岡孝・沖野眞己・山下純司 編『東アジア私法の諸相—東アジア比較私法学の構築のために』283頁以下 (勁草書房、2009年)。

⁽⁵²⁾ 参照、五十川直行「タイ民商法典に及ぼした日本民法典の影響—比較アジア民事法研究への展望—」比較法研究57号123頁(1995年)、同「タイ民商法典の比較法的考察〈序説〉(1)—日本民法典との歴史的関連性」法政研究62巻3=4号352頁(1996年)、五十嵐清「法系論における東アジア法の位置付け」札幌法学10巻1=2号1頁(1999年)。

(参考) 民法改正研究会『民法改正 国民・法曹・学界有志案』(2009年) 抜粋/債権時効法

第1編 総則

第4章 権利の変動

第3節 時効

第1款 総則

(時効の要件および効果)

第96条 時効は、時効期間満了後に、時効の利益を受ける当事者が援用した時に、その当事者間において効力が発生する。

2 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

(時効の利益の放棄及び時効特約の効力)

第97条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

2 時効期間を延長する特約その他時効の完成を困難にする特約は、無効とする。

(権利行使による時効完成の猶予)

第98条 次の各号に掲げる権利行使のための手続がなされた場合には、その手続終了の時から3か月間は時効は完成しない。ただし、(新)第102条(時効の新たな進行)第1項第一号及び第二号の適用があるときは、同条の定めるところによる。

- 一 訴訟手続
- 二 督促手続
- 三 裁判所及び認証紛争解決事業者による和解手続又は調停手続もしくは仲裁手続
- 四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加
- 五 強制執行手続又は保全手続

2 前項第五号の強制執行手続、担保権実行手続又は保全手続が時効の利益を受ける者以外に対してなされたときは、時効の利益を受ける者に通知をした後でなければ、時効の停止の効力を生じない。

(催告による時効完成の猶予)

第99条 時効期間の満了前3か月以内に権利行使のための催告がなされた場合には、その催告の時から3か月間、時効は完成しない。

2 前項の催告による時効完成の猶予の効果は、一回のみ生ずる。

(交渉による時効完成の猶予)

第100条 義務の履行について、権利者と相手方との間に、交渉を継続する旨の書面による合意がある間は時効は完成しない。この合意に期間の定めがない場合において、3か月間交渉のための協議が行われなかったときは、3か月経過した時点で、この合意は終了したものとみなすことができる。

2 権利者と相手方との間に、書面による合意がないまま、事実上交渉が継続していたときは、裁判所は、当事者間の諸事情を考慮し、前項の期間の定めがない合意があったものとみなすことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、交渉を継続している当事者の一方が相手方に対しその交渉の継続が時効完成の猶予の効果をもたらさない旨を書面によって通知をしたときは、その通知のときから3か月間、時効は完成しない。

(権利行使の障害による時効完成の猶予)

第101条 時効は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める時から3か月を経過するまでは、完成しない。

一 未成年者又は成年被後見人に法定代理人がない場合

それらの者が有する権利の消滅時効、並びにそれらの者に対する(新)第104条(所有権の取得時効)及び(新)第105条(所有権以外の財産権の取得時効)の取得時効については、それらの者が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時

二 未成年者又は成年被後見人が法定代理人に対して権利を有する場合

それらの権利の消滅時効については、それらの者が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時

- 三 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利を有する場合
婚姻が解消した時
- 四 相続財産に関し時効が問題となる場合
相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時
- 五 天災その他避けることのできない事変が障害となり、(新)第98条(権利行使による時効完成の猶予)から前条までの時効の完成の猶予ができない場合
その障害が消滅した時

(時効の新たな進行)

第102条 時効は、次の各号に定める時から新たに進行する。

- 一 確定判決によって権利が認められた時
- 二 (新)第98条(権利行使による時効完成の猶予)第1項第二号、第三号、第四号に定める支払督促、裁判上の和解、調停、破産債権の確定その他確定判決と同一の効力を有するものによって権利が認められた時
- 三 権利について相手方の承認があった時。この場合において、承認をする者の行為能力又は処分権限があることを要しない。
- 2 (略)
- 3 (略)

(時効完成の猶予等の相対効)

第103条 (新)第98条(権利行使による時効完成の猶予)から前条第1項までの規定の効力は、その事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を生ずる。

第3款 消滅時効

(消滅時効の進行等)

第106条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 (略)

(消滅時効期間)

第107条 財産権は、10年間行使しないときは、消滅する。

- 2 前項の規定にかかわらず、物権は、その行使がなくとも消滅しない。ただし、用益物権については、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、債権は、5年の期間満了日以降の最初の年度末まで行使しないときは、その年度末に消滅する。
- 4 元本が政令(省令)に定める額に満たない債権については、前項の期間を2年とする。本項の元本の計算においては、(新)第354条(利息債権)第3項の規定による組入れは考慮しないものとする。
- 5 前項の規定は、判決及び判決と同一の効力を有するものが確定したときに弁済期が到来している債権について、(新)第102条(時効の新たな進行)第1項第一号及び第二号に掲げる新たな時効の進行があったときは適用しない。

第3編 債権

第6章 不法行為

第1節 損害賠償

第2款 不法行為における免責事由等

(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)

第665条 不法行為による損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

- 2 不法行為による損害賠償請求権は、損害発生時から20年を経過したときは、消滅する。
- 3 前項の規定にかかわらず、(新)657条(不法行為による損害賠償)第1項に基づく損害賠償請求権は、加害者に故意があるときは、損害発生時から30年を経過したときに、消滅する。
- 4 裁判所は、時効を援用し若しくは除斥期間を適用することが、その期間中の損害賠償義務者の行為からみて(新)第3条(信義誠実の原則と権利濫用の禁止)に反すると認められるときは、第1項及び第2項の規定は、適用しない。